令和　年　月　日	F01		税務署長殿

様式ID	NTA1SHA020010080

★ 簡

第一表

令和四年四月一日以後終了課税期間分（簡易課税用）

納税地	郵便番号		—
	フリガナ		
	納税地	F06	
	電話番号	F07	— —
フリガナ		F03	
名称又は屋号		F04	
個人番号又は法人番号		F02	
フリガナ		H06	
代表者氏名又は氏名		H07	

※税務署処理欄

申告区分	指導等	庁指定	局指定

申告年月日	元号	年	月	日

通信日付印		（西暦）年	月	日	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他（　　）		身元確認
	F12					K22	

相談	区分1	区分2	区分3

		元号	年	月	日
自	N01				
至	N02				

課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書

G27	

← 1:確定、2:中間 3:修正確定、4:修正中間

中間申告の場合の対象期間

		元号	年	月	日
自	N03				
至	N04				

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	G01	円 ○○○
消費税額	②	G02	
貸倒回収に係る消費税額	③	G03	
控除税額：控除対象仕入税額	④	G04	
控除税額：返還等対価に係る税額	⑤	G05	
控除税額：貸倒れに係る税額	⑥	G06	
控除税額：控除税額小計（④＋⑤＋⑥）	⑦	G07	
控除不足還付税額（⑦－②－③）	⑧	G08	
差引税額（②＋③－⑦）	⑨	G09	○○
中間納付税額	⑩	G10	○○
納付税額（⑨－⑩）	⑪	G11	○○
中間納付還付税額（⑩－⑨）	⑫	G12	○○
この申告書が修正申告である場合：既確定税額	⑬	G13	
この申告書が修正申告である場合：差引納付税額	⑭	G14	○○
この課税期間の課税売上高	⑮	G15	
基準期間の課税売上高	⑯	G16	

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額：控除不足還付税額	⑰	G17	
地方消費税の課税標準となる消費税額：差引税額	⑱	G18	○○
譲渡割額：還付額	⑲	G19	
譲渡割額：納税額	⑳	G20	○○
中間納付譲渡割額	㉑	G21	○○
納付譲渡割額（⑳－㉑）	㉒	G22	○○
中間納付還付譲渡割額（㉑－⑳）	㉓	G23	○○
この申告書が修正申告である場合：既確定譲渡割額	㉔	G24	
この申告書が修正申告である場合：差引納付譲渡割額	㉕	G25	○○

⑪・㉒又は⑫・㉓の記入をお忘れなく。

消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額	㉖	G26	

㉖＝(⑪＋㉒)－(⑧＋⑫＋⑲＋㉓)・修正申告の場合㉖＝⑭＋㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「－」を付してください。

付記事項			
割賦基準の適用	1：適用あり 2：適用なし	G28	
延払基準等の適用	1：適用あり 2：適用なし	G29	
工事進行基準の適用	1：適用あり 2：適用なし	G30	
現金主義会計の適用	1：適用あり 2：適用なし	G31	
参考事項：課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	1：適用あり 2：適用なし	G32	

事業区分	区分		課税売上高（免税売上高を除く）（千円）		売上割合（%）
	第1種	G33		C01	
	第2種	G34		C02	
	第3種	G35		C03	
	第4種	G36		C04	
	第5種	G37		C05	
	第6種	G38		C06	

特例計算適用（令57③）	1：適用あり 2：適用なし	G39	

還付を受けようとする金融機関等				
ゆうちょ以外：金融機関名	Z01			
ゆうちょ以外：金融機関区分	Z02		1:銀行、2:金庫、3:組合、4:農協、5:漁協	
ゆうちょ以外：支店名	Z03			
ゆうちょ以外：本支店区分	Z04		1:本店、2:支店、3:本所、4:支所、5:出張所	
ゆうちょ以外：預金種類	Z05		1:普通、2:当座、3:納税準備、4:通知、5:別段、6:貯蓄、9:その他	
ゆうちょ以外：口座番号	Z06			
ゆうちょ銀行（窓口受取）	Z07			郵便局
ゆうちょ銀行：記号番号	Z08	—		

（個人の方）公金受取口座の利用	G41		1：利用する 2：利用しない

税理士署名	R01	
電話番号（税理士）	R02	— —

税理士法第30条の書面提出	提出あり：1 提出なし：2	G42	
税理士法第33条の2の書面提出	提出あり：1 提出なし：2	G43	